

厚労省「第7回 医療計画の見直し等に関する検討会」 在宅医療の連携体制、地域ごとに圏域設定へ

2011/10/31

「医療計画の見直し等に関する検討会」
(座長：武藤正樹・国際医療福祉大学大学院教授)は10月31日、医療計画に記載する在宅医療の連携の範囲や提供体制について議論を行った。



2013年度の医療計画の見直しに向け、在宅医療の連携体制を構築する際の圏域として、事務局は市区町村、保健所単位、2次医療圏を提案。急変時の対応や看取りへの対応が可能な範囲であることを前提とした上で、医療資源などの状況に応じて、都市部では市区町村や保健所単位、地方では2次医療圏で圏域を設定する方針を示した。また、上記の圏域間の連携を進めるため、少なくとも2次医療圏を範囲とした広域にまたがる協議会も設置し、医療計画の策定及び評価に反映させたいとした。

いずれも委員からの反対はなく、了承された。

在宅医療体制の指針案提示

また、事務局は在宅医療提供体制の全体的な指針案も提示。4つの場面ごとに機能や求められる事項、現状把握のための指標などを整理したもので、次回以降本格的な議論に入る。

【在宅医療体制の指針案(概要)】

	機能・目標・求められる事項	指標
退院支援	日常生活圏に配慮した上で、入院から在宅への移行を円滑にする体制の確保など	退院調整支援担当者がいる施設数
生活の場における療養支援	症状安定時の患者に対する、多職種協働による患者・家族への医療提供や緩和ケアへの対応など	在宅医療サービスの実施診療所・病院数など
急変時の対応	在宅療養中の患者の後方ベッドとして機能するための体制整備など	
看取り	家族への情報提供や相談体制の整備など	在宅看取り実施診療所・病院数

医療計画の見直し等に関する検討会の資料を基に作成

その他、在宅医療に関する委員からの意見では、「訪問看護師不足への対策としてより専門的な教育をすべき」、「在宅医療における有床診療所の活用を進めるべき」といった発言があった。

次回の検討会開催は11月中旬の予定。